

# 平成29年10月組織改編について

県を取り巻く環境や社会経済情勢等の変化に対応し、効率よく行政効果が発揮できるよう下記のとおり組織改編を実施します。

## 記

### 1 本庁（環境生活部）

<p><b>○放射性物質汚染廃棄物対策室（新設）</b> 8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の早期処理に向けた市町村支援など放射性物質汚染廃棄物処理対策の強化を図るため、「放射性物質汚染廃棄物対策室」を新設する。</p>	
<p><b>【現行】</b> <b>■循環型社会推進課</b></p> <pre>         課長 ─┬─ 課長補佐(総括) ─┬─ 調整班           │ ┬─ 技術補佐(総括) ─┬─ リサイクル推進班           └─ 廃棄物対策専門監 ─┬─ 廃棄物指導班                                 └─ 不法投棄対策班                                   └─ 施設班                     </pre> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>廃棄物指導班が所掌している放射性物質汚染廃棄物対策業務を新設する室に移管する。</p> </div>	<p><b>【改編後】</b> <b>■循環型社会推進課</b></p> <pre>         課長 ─┬─ 課長補佐(総括) ─┬─ 調整班           │ ┬─ 技術補佐(総括) ─┬─ リサイクル推進班           └─ 廃棄物対策専門監 ─┬─ 廃棄物指導班                                 └─ 不法投棄対策班                                   └─ 施設班                     </pre> <p><b>■放射性物質汚染廃棄物対策室</b></p> <pre>         室長 ─┬─ 室長補佐(総括) ─┬─ 対策班           └─ 技術補佐(総括) ─┬─                     </pre>
施行期日	平成29年10月1日

### 2 地方機関（気仙沼・本吉地域）

<p><b>○気仙沼県税事務所、気仙沼地方振興事務所、気仙沼農業改良普及センター</b> 東日本大震災で被災した気仙沼合同庁舎の再建による移転に伴い、気仙沼・本吉地域の地方機関について所要の組織改編を下記のとおり行うもの。</p> <p>① 気仙沼県税事務所本所に業務を集約し、南三陸支所を廃止する。 ② 気仙沼地方振興事務所南三陸支所及び農林振興部を再編し「農業振興部」「農業農村整備部」「林業振興部」とする。 ③ 本吉農業改良普及センターの名称を「気仙沼農業改良普及センター」に変更する。</p>	
<p><b>【現行】</b> <b>■気仙沼県税事務所</b> └─ 南三陸支所</p> <p><b>■気仙沼地方振興事務所</b></p> <pre>         ─┬─ 総務部           │ ┬─ 地方振興部           │ ┬─ 農林振興部           └─ 水産漁港部         └─ 南三陸支所                     </pre> <p><b>■本吉農業改良普及センター</b></p>	<p><b>【改編後】</b> <b>■気仙沼県税事務所</b></p> <p><b>■気仙沼地方振興事務所</b></p> <pre>         ─┬─ 総務部           │ ┬─ 地方振興部           │ ┬─ 農業振興部           │ ┬─ 農業農村整備部           │ ┬─ 林業振興部           └─ 水産漁港部                     </pre> <p><b>■気仙沼農業改良普及センター(名称変更)</b></p>
施行期日	平成29年10月10日

### 3 知事部局以外（教育庁）

#### ○気仙沼教育事務所

東日本大震災で被災した気仙沼合同庁舎の再建による移転に伴い、南三陸教育事務所の名称を「気仙沼教育事務所」に変更する。

#### 【現行】

■南三陸教育事務所

#### 【改編後】

■気仙沼教育事務所(名称変更)

施行期日

平成29年10月10日